

資料

外国民事訴訟法研究（37）

外国民事訴訟法研究会
(代表者 加藤 哲夫)

ドイツ倒産法制の改正動向（1）

松村和徳
棚橋洋平
内藤裕貴
谷口哲也

ドイツ倒産法制の改正動向（1）

松村和徳
棚橋洋平
内藤裕貴
谷口哲也

（目次）

- I. 研究の目的
- II. ドイツ倒産法における近時の改正動向の概要
- III. 会社の再建軽減化に関する法律（ESUG）の内容と条文試訳
 - 1. ESUGの立法趣旨・背景
 - 2. 倒産処理計画手続の改正
——Debt-Equity-Swapを利用した再建スキームを中心に——
(以上本号)
 - 3. 自己管理手続の改正
 - 4. 倒産開始手続の改正と債権者自治の強化
 - 5. ESUGの改正内容に関する比較法的考察
- IV. 消費者倒産手続及び免責手続の改正に関する内容と条文試訳
- V. コンツェルン企業倒産法制の改正に関する内容と条文試訳

I. 研究の目的

わが国の民事手続法制は、ドイツ法をモデルに制定され、今までその影響を受け続けている。近時アメリカ法の影響が大きいわが国倒産法制でも、ドイツ法の影響はいまだ小さくはない。そのドイツ倒産法制が、1994年の統一ドイツ倒産法⁽¹⁾制定後（1999年施行）、2010年代に入って、以下に示す三段階の大規

（1）この統一ドイツ倒産法については、吉野正三郎＝木川裕一郎「ドイツ倒産法試訳（1）～（4）」東海法学16号329頁（1996）、同18号137頁（1997）。

模な改正に着手した。本研究は、このドイツ倒産法制における近時の改正動向を紹介するものである。本稿は、早稲田大学大学院法学研究科の授業の中で取り上げた改正条文についての翻訳と改正点に関する研究成果を基礎としたものである。当初、改正条文についての翻訳と改正点に関する研究成果を基礎としたものである。改めて、改正条文についての翻訳と改正点に関する研究成果を基礎としたものである。そこで、授業に参加していた棚橋君はアメリカ倒産法を研究しており、また内藤君が主にドイツ会社法を研究していることもあり、改正について会社法やアメリカ法の視点を入れて紹介するのがより有意義な形での研究成果公表となると考えた。そして、ここで紹介するドイツ倒産法改正を研究テーマの一つとして研究してきた谷口君⁽²⁾を加えて、授業の一環としてこの倒産法制における近時の改正動向についての勉強会を立ち上げた。本稿は、この共同研究の成果を資料として紹介するものである。本稿（資料）がわが国の倒産法研究に何らかの形で貢献できれば、幸甚である。なお、本稿での条文試訳は、執筆者が共同で行い、ドイツ倒産法の改正内容の紹介に関しては、会社法関係部分については内藤君が、自己管理手続の改正などについては谷口君が、そしてアメリカ法を中心とした英米法関係部分については棚橋君が、それぞれ中心となって執筆し、それらを共同で検討したものである。

II. ドイツ倒産法における近時の改正動向の概要

現行ドイツ倒産法は、旧西ドイツにおける1877年の破産法（RGBI. S. 351）、1935年の和議法（RGBI. I S. 321）、旧東ドイツ領域で適用され、統一後改正された包括執行法（1991年：BGBl. I S. 1185）を解体し、1994年10月5日、単行法として成立し、1999年1月1日から施行された。市場適合性を考慮し、債権者のイニシアティブの下、企業再建のための法整備導入がこの倒産法制定の主眼であった。

ドイツ倒産法制の改革は、その後、2001年に消費者倒産、2003年に国際倒産、そして、2008年には、有限会社法の改正に伴い、会社法における倒産関係の規

同19号216頁（1998）、同20号191頁（1998）、三上威彦『ドイツ倒産法改正の軌跡』（成文堂・1995）、木川裕一郎『ドイツ倒産法研究序説』（成文堂・1999）、吉野正三郎『ドイツ倒産法入門』（成文堂・2007）などがある。

（2） 谷口哲也「ドイツ倒産法の改正」中大大学院研究年報第43号39頁（2014）。

定が倒産法に組み込まれた。そして、(2008, 2009年の) 世界的金融危機の影響の下、倒産法制には、ドイツの民事法内では特別の意義が付与されることになった。つまり、経済的、社会的要求の変化に適合しなければならないとの認識の下、新たな倒産法改正の動きが生じたのである⁽³⁾。とりわけ、問題となったのは、EU 諸国間で、とくにイギリスとドイツ間での会社再建または倒産のために最も有利な法律制度を細かく選び、それを利用できるように準備（会社の組織、債務の仕組みなどの調整）をする、いわゆる「フォーラム・ショッピング」であった。イギリス法は、ドイツ法より迅速に倒産処理を可能とし、例えば、Debt-Equity-Swap (DES) を活用した再建手法もドイツ法に比べ、容易に利用可能であった（ドイツ法では、債権を現物出資とみなすため、倒産した会社に対する債権の価値の決定は困難であった。そのため、その差額を後で出資する責任が生じる恐れがあった。また、株主からの借金が資本に変わったとしても、有利にはならないなどの問題があった。詳細は後述）。こうした事情がドイツ倒産法改正動向の背景に存在した⁽⁴⁾。そこで、ドイツ法は、会社法と倒産法の調和に新たに取り組むことになったのである⁽⁵⁾（上記2008年の有限会社法改正もこの一環として把握できよう）。

こうした背景の下、ドイツ連邦司法省は、ドイツが倒産手続地となるための改善措置とコンツェルン企業倒産法創設のために、二つの専門家グループを設置した。その作業の中心は、（外国法をモデルとした）企業再建法の改善であり、コンツェルン企業倒産法（結合企業倒産法）の法典化であった。そして、議論を経て、2010年9月1日、連邦司法省は、まず「会社の再建軽減化に関する法律 (ESUG)」に関する『討議草案 (Diskussionsentwurf)』⁽⁶⁾を公表し、翌年すぐに『参事官草案 (Referentenentwurf)』⁽⁷⁾を公表した。参事官草案は、公

(3) とくに、統一倒産法の経験とこの金融危機は、現行法は一般的にも特別にも金融機関にとって満足させる再建の可能性を用意していないという帰結を導いたのであった。すでに、2009年10月26日の CDU, CSU 及び FDP の連立合意に、倒産法改正の声明を見て取ることができた。そして、まず、2010 年、倒産前手続にあたる金融機関にとっての特別の再組織法 (KredReorgG, BGBl. I. S. 1900) が成立した。

(4) *Hirte/Knof/Mock*, Das neue Insolvenzrecht nach dem ESUG. 2012. S. 3f. 参照。

(5) *Hirte/Knof/Mock*, aaO., S. 4.

(6) *Hirte/Knof/Mock*, aaO., S. 71ff.

(7) 参事官草案に関しては、*Hirte*, ZinsO 2011, S. 401 など参照。

式の草案でなく、討議草案との相違もあまりないものであった。そこで、連邦司法省は、2011年2月23日に『政府草案（Regierungsentwurf）』⁽⁸⁾を公表することになる。

この政府草案に対して、連邦参議院は、2011年4月15日第882回会議において意見を表明した⁽⁹⁾。これに対して、連邦政府は、反対意見⁽¹⁰⁾を提示して回答した。ドイツ連邦議会では、2011年6月29日の法務委員会において議論対象となった⁽¹¹⁾。専門家のヒアリングも行われ、そこから、法務委員会の決議推挙と政府草案を修正、補充する報告書⁽¹²⁾が公表され、それが、2011年10月27日の連邦議会における政府草案承認の基礎となった。連邦議会は、承認と共に、多くの点において改正倒産法に反対意見も表明した決議を可決した⁽¹³⁾。そして、連邦議会は、これを背景に、連邦政府にこの法律とそれを実行に移した「新しい倒産処理文化」⁽¹⁴⁾を施行後5年（2017年3月1日にかけて）で評価し、連邦議会に遅滞なく報告することを求めたのであった。連邦参議院では、その後も租税債権等で審議が重ねられたが、2011年11月25日に賛成多数でこの法律を承認した。ESUGは、2011年12月7日に公布され（BGBl. I S. 2582）、2012年3月1日よりその本質的部分が施行された。

この倒産法の改正は、現在、経済関係法におけるもっとも重要な改正プロジェクトに属する。ドイツは、より良く将来の準備、とりわけ世界金融危機とこれによって引き起こされるであろう課題解決の準備として、新たな倒産法制改革に着手したのであった。そして、ドイツでは、以下の三つの段階での倒産法改正がなされることになっている。

第一段階は、その立法経緯を上記した、2012年施行の「会社の再建軽減化に関する法律（ESUG）」である。

第二段階では、消費者倒産法と債務調整手続が改正された。その本質的部分

（8） BT-Drucks. 17/5712.

（9） BT-Drucks. 17/5712 (Anlage 3), S. 50ff.

（10） BT-Drucks. 17/5712 (Anlage 4), S. 67ff.

（11） この法務委員会では、政府草案と並んでBÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN議員団の新たな申立て（裁判外の再建手続の強化など—BT-Drucks. 17/2008）も審議対象となった。

（12） BT-Drucks. 17/7511.

（13） BT-Drucks. 17/7511., S. 6ff.

（14） この点に関しては、Vallender, Insolvenzkultur gestern, heute und morgen, NZI 2010, S. 838ff. 参照。

は2014年に施行された。この改正法、すなわち、「免責手続の短縮化に関する法律及び債権者の権利の強化に関する法律」⁽¹⁵⁾でもって、自然人、とりわけ倒産した個人及び消費者は、彼らが債務の一部及び手続費用を支払う場合には、従前より迅速に、経済生活のリスタートが可能になった。他方、債権者も、この促進化によってメリットを有する。なぜなら、債務者ができる限り多くを支払うという動機づけを受けるからである。さらに、この法律は、住宅協同組合の構成員の倒産法上の地位に関する規定を含む。また、消費者に関する倒産処理計画手続は、債務者と債権者が倒産手続において債務の調整に関して合意する新たな機会を認めている。

第三段階が、「コンツェルン倒産（結合企業倒産）」⁽¹⁶⁾を新たに規定することである。コンツェルンの倒産による分裂の摩耗を避け、再建の機会を維持する点に、その改正目的はある。

III. 会社の再建軽減化に関する法律（ESUG）の内容と条文試訳

1 ESUG の立法趣旨・背景

ドイツにおける2011年の統計データでは、倒産件数は、159,580件で、その内、30,120件が会社倒産、103,250件が消費者倒産で、相続財産倒産などその他が26,210件であった。そして、会社倒産では、債権者の損失は385億ユーロにも上り、約346,000人の労働者が労働場所を失ったのである。倒産に至る事情は様々であるが、倒産概念は会社の死と結びつけられ、その際、会社の再建可能性は忘れ去られるのがしばしばであった。

確かに、現行ドイツ倒産法第1条において、債権者の共同の満足がドイツ倒産法の手続目的とされている。しかし、1994年のドイツ倒産法改正により、立法者は苦境にある会社の清算に代わってその再建もまた手続目的として意図していたことが認識できる。会社の維持のための支柱とされるのが、会社が再び競争力を獲得し又はその能力を維持することである。モデルとされたのは、アメリカ連邦倒産法の第11章手続である。もちろん、この法制度をドイツにそのまま転用することはできない。従前の倒産処理計画手続では、清算計画、企

(15) さしあたり、Merten/Schlotter/Wolff, Das neue Verbraucherinsolvenzverfahren nach der Insolvenzrechtsreform (2014) 参照。

(16) この政府草案については、BT-Drucks. 18/407 (2014. 1. 30) 参照。

業譲渡による再建、金融機関や支援企業の援助による再建の三つのタイプが考えられた。

しかし、それらは十分に機能してなかったのである。ドイツ倒産法による会社再建の弱点とされたのは、倒産処理計画手続の規定であった。とくに問題とされたのは、債権の持分権への変更の可能性（Debt-Equity-Swap）が実務上困難である点と、倒産処理計画の実効性が個々の債権者の不服申立てによって数カ月または数年も引き延ばされることにより、倒産処理計画の予測可能性に欠ける点であった⁽¹⁷⁾。そこで、ドイツの立法者は、この弱点を確認し、その排除を目指した。そして、倒産手続が将来的に従前より強く真の「再建のチャンス」として理解され、かつ労働場所の確保を可能とすることを目指し、「会社の再建軽減化に関する法律（ESUG）」を創設したのである⁽¹⁸⁾。ESUGは、困窮した会社の再建のため、限定されていた経済的条件を改善することを目的とし、同時に、債権者の満足度は倒産手続の本来の関心事のままであるという点は継続して固辞されている。政府草案の理由書は、「倒産処理計画による再建の可能性は、拡張され、封鎖の可能性は取り扱われる」と ESUG の目的を手短にまとめている⁽¹⁹⁾。そして、将来的には、倒産手続は、すべての利害関係人にとって、より効率的かつより計画可能な形で形成されることが目指されている。

ESUG は、倒産手続において利用できる再建手法（Sanierungsinstrumente）を改善し、再建の十分な見込みがある限り、債務者に早期に倒産申立てをするインセンティブあるいは倒産法上の再建措置を講じるインセンティブを与えることを目指した。これらの目的を達成するために、ESUG によって、特に倒産処理計画手続が改善され、かつ倒産処理計画の中での選択肢が拡大し、その中でも会社持分権または社員権を倒産処理計画に組み入れることが可能になった。また、ESUG は、自己管理へのアクセスを拡充し、さらに、倒産手続開始に先立つ「傘の保護手続（シュツシュリム手続）（Schutzzshrimverfahren）」を導入した（詳細は次号）。つまり、ESUG の創設により、会社は、再建のために、以下の制度を利用できることになったのである。

(17) BT-Drucks. 17/5712, S. 18f.

(18) ESUG に関しては、Merten, Die neue Insolvenzrechtsreform 2012 (ESUG) (2012); Merten/Schlotter/Wolff, aaO.などを中心に参照した。なお、Merten/Schlotter/Wolff, aaO., S. IXff. に ESUG に関する文献一覧がある。

(19) BT-Drucks. 17/5712, S. 17.

- ①（企業）譲渡による再建
- ②倒産処理計画手続
- ③自己管理による倒産手続、とりわけシュツシュリム手続

ESUG は、再建能力のある会社の継続に貢献しているとされている。例えば、その施行以来、すでに、200を超える自己管理倒産手続が ESUG の新規定に基づいて申し立てられている。

2. 倒産処理計画手続の改正——Debt-Equity-Swap を利用した会社再建スキームを中心に——

（1）DES を利用した再建スキーム

ESUG による再建手続の改善策の中でまず注目されるのが、会社持分権または社員権の倒産処理計画案への組入れによる企業再建スキームとしての、いわゆるデット・エクイティ・スワップ（Debt-Equity-Swap、以下、「DES」という。）の活用である⁽²⁰⁾。DES とは、会社債権者の有する債権を（債務者会社の）会社持分権に転換することをいう（債務の株式化）。DES によって、債務者会社の自己資本比率（Eigenkapitalquote）が改善されると同時に、利息や負債の償却による負担がなくなるため、債務者会社に流動資産が生じるなど⁽²¹⁾、ドイツにおいても、DES の活用は企業再建のスキームとして注目され、今回のESUG による倒産法改正の柱の一つとなっている。従前、ドイツ法において特にその問題点とされたのは、DES の活用可能性が実務上極めて限定的であった点と、倒産処理計画の効力の発生が個々の債権者の不服申立てによって数カ月または数年も引き延ばされることにより、倒産処理計画の予測可能性に欠けていた点である⁽²²⁾。これらの問題点を ESUG でもって取り除くことが目指されたのであった。

(20) ESUG による倒産法改正後のデット・エクイティ・スワップについての先行研究としては、久保寛展「ドイツ企業再建法における企業再建手法としてのデット・エクイティ・スワップ」福法58巻1号224頁以下（2013）、及び、ペーター・オー・ミュルベルト（神作裕之訳）「ドイツ株式法、債務証券法および倒産法におけるデット・エクイティ・スワップとデット・デット・スワップ」http://www.securities.j.u-tokyo.ac.jp/w-papers/2014-4_Muelbert.pdf、（2015. 06. 30）がある。

(21) *Hüffer, Aktiengesetz*, 11. Auflage 2014, § 182 Rn. 5b.

(22) BT-Drucks 17/5712, S. 18f.

以下では、まずドイツ会社法制上のDESの概要を明らかにし、そのうえで、DES活用の前提となる「会社持分権または社員権の倒産処理計画への組入れ」に係る倒産法の改正点、及び再建スキームとしてのDESの倒産法上の規律について概観することにしたい。

（2）DESと会社法上の諸措置

1) DES活用の阻害要因

上述したように、DESとは、会社債権者の有する債権を会社持分権に転換することをいい、企業の再建スキームとして注目されてきた。アメリカ法やイギリス法では、いち早くDESは人気のある再建ツールとして利用されてきたのである。それにもかかわらず、ドイツ法においては、DESの実行そのものが、ESUGによる倒産法改正前はわずかに散見される程度であったとされる⁽²³⁾。なぜならば、ドイツ会社法上の諸規制がDESの実行を妨げていたからである。具体的には、後述するように、DESを実行するに際しては、従来、2つの主たる問題点が指摘されていた。すなわち、①その前提となる会社法上の諸措置の実行につき特別多数による持分権者の賛成を要するという問題点、及び②会社に対する債権を現物出資する債権者がいわゆる差額責任（Différenzhaftung）を負う可能性があるという問題点である。ESUGにより、これらの問題点が解消されることになった。以下では、DESによる再建スキームについて紹介していくが、まずその前提として、DESに必要な会社法上の諸措置について概説する。

2) DESに必要な会社法上の諸措置

そもそも、ドイツにおいて、DESは、会社法上の諸措置を履践し、かつそれらを組み合わせることによって行われている。具体的には、DESは、資本減少（Kapitalherabsetzung）及び資本増加（Kapitalerhöhung）を組み合わせることによって行われており、そして資本増加に際しては新株引受権の排除（Bezugsrechtsausschluss）が同時になされている。また、株式会社において、DESを実行するに際して必要な諸措置には、株主総会による特別多数の承認が必要である。以下、かかる会社法上の諸措置、すなわち、資本減少、資本増加及び新株引受権排除について簡単に概説する。

(23) *Labbé/Rudolph, Debt-Equity-Transaktionen im Insolvenzplanverfahren: eine unterschützte Sanierungschance*, FB 2008, 97, 97.

ア) 資本減少

まず、DESを実行するに際しては、会社は資本減少を行う必要がある。このときに行われる資本減少は、株式法229条以下における簡易資本減少である。

簡易資本減少の場合には、通常の資本減少の際に要求される、資本減少の目的についての株主総会決議（株式法222条3項）や担保の提供（株式法225条）といった債権者保護に関する規定の適用が排除される（株式法229条3項参照）。なお、価値減少分の償却、その他の損失の補てんまたは金額の資本準備金への組み入れのために簡易資本減少が行われることについては、株主総会において決議しなければならない（株式法229条1項1文）。簡易資本減少を行う場合には、定款で別段の定めがない限り、株主総会決議に出席している者の基本資本額の4分の3以上の多数をもって行わなければならない（株式法222条1項、229条3項）。なお、かかる株主総会決議は定款変更についての決議であるから、取締役は定款変更につき登記の変更を商業登記簿に登記申請しなければならない（株式法181条1項1文）。

イ) 資本増加

次に、DESを実行するに際しては、当該会社において、上記の資本減少と同時に資本増加が行われる。

資本増加を行う場合には、定款で別段の定めがない限り、株主総会決議に出席している者の基本資本額の4分の3以上の多数をもって行わなければならない（株式法182条1項）。そして、この資本増加は、債務者会社に対する債権を現物出資するという形式である。資本増加にかかる株主総会決議に際しては、現物出資の目的物（DESにおいては、会社債権者の債権）、現物出資をする者及び券面額、無額面株式（Stückaktien）の場合は現物出資の際に付与される株式の数を確定しなければならない（株式法183条1項）。そして、取締役及び監査役会議長は、かかる資本増加の株主総会決議を商業登記簿に登記申請しなければならない（株式法184条1項）。

このように、DESを実行するに際して、会社債権者は会社に対する債権を現物出資する。しかし、その際、会社債権者が、いわゆる差額責任を負う可能性が生じる。これがDES活用の阻害要因の一つであった（上記問題②）。差額責任とは、現物出資をするに際して、現物出資の評価額が登記申請時において株式発行価額に達しない場合、当該現物出資をなした株主は、株式発行価額と当該現物出資評価額の差額を会社に対して金銭で払い込まなければならないとするものであり⁽²⁴⁾、株式法上は明文の規定はないが、有限会社法9条を類推

適用することによって導かれている⁽²⁵⁾。すなわち、会社に対する債権を出資する債権者は、その出資の目的物たる債権の額が過大に評価されている場合、会社に対して不足分たる差額を払い込まなければならないことになるのである。また、かかる差額責任は無過失責任（verschuldensunabhängig）であることから、資本増加に際して作成される債権の価値鑑定書によって、その危険を排除することはできない⁽²⁶⁾。このような差額責任が、会社に対する債権を現物出資しようとする会社債権者のDESに対するインセンティブを削いでいるとされてきた。この点の改正がESUGによって行われたのである（後述）。

ウ) 新株引受権の排除

ドイツにおいては、原則として、資本増加をするに際しては、株式会社は既存株主に対して、その求めにより、その有する持分に応じて新たな株式を割り当てなければならない（株式法186条1項1文参照）。このように、資本増加に際して既存株主に与えられる権利を新株引受権（Bezugsrecht）という。

DESの実効性を高めるためには、自己の有する債権を出資する会社債権者のみを株主とし、既存株主に付与される新株引受権を排除する必要がある。そして、新株引受権は、資本増加にかかる株主総会決議においてのみ、その全部又は一部を排除することができる（株式法186条3項1文）。かかる新株引受権の排除は、株主総会において、定款で別段の定めがない限り、株主総会決議に出席している者の基本資本額の4分の3以上の多数をもって行わなければならない（株式法186条3項2文）。

以上のように、DESを実行するに際して行う必要のある会社法上の諸措置、すなわち、資本減少、資本増加、新株引受権の排除は、上記のように、いずれも株主総会決議に出席している者の基本資本額の4分の3以上の多数をもって行わなければならない。この点も、DES活用の阻害要因とされていたのである（上記問題①）。そして、この点の改正もまたESUGによって行われたのである（後述）。

(24) 高橋英治『ドイツ会社法概説』（有斐閣・2012）107頁。

(25) なお、株式会社の事案においても社員が差額責任を負うことを認めた連邦通常裁判所の判例として、BGH, Urteil vom 06. Dezember 2011 — II ZR 149/10 —, BGHZ 191, 364ff.

(26) Kleindiek, aaO., S. 545.

(3) ESUG による DES 活用の枠組み

以上のような状況にある DES の活用をめざしたのが2012年の ESUG による倒産法改正（以下、「2012年倒産法改正」という。）である。では、どのような形で、ESUG は DES の活用を実現できるように倒産処理計画手続を改正したか。その概要を以下では紹介することにする。

1) 会社持分権または社員権の権利変更部分への組入れ（倒産法217条改正）

DES の活用の前提となったのは、債務者会社に対する出資者の会社持分権または社員権の倒産処理計画案への組入れである（倒産法217条2文）。2012年倒産法改正により、この持分権または社員権の倒産処理計画案への組入れが可能になったことに呼応して、倒産処理計画案の権利変更部分（*gestaltender Teil*）において、債権者が有する債権を債務者会社の持分権または社員権に転換する旨の定め（DESについての定め）を置くことができるようになった（倒産法225a条2項1文）。これにより、DES を倒産処理計画の中で活用できるようになつたのである。

【倒産法217条の他の改正点—部分計画（Teilpläne）一】

ESUG による倒産法217条の改正点は、上記の持分権または社員権の倒産処理計画案への組入れだけではない。同条1文において、手続上の事後処理（*Verfahrensabwicklung*）について、倒産処理計画案に記載することを認めた。これにより、通常の倒産手続と倒産処理計画手続を組み合わせることが可能になった（いわゆる部分計画（Teilpläne））。つまり、手続に付加的な計画案が適法となつたのである。このような部分計画については、きわめて複雑な倒産処理手続に際しての実務上の需要が生じていたものである⁽²⁷⁾。

2012年倒産法改正前は、かかる部分計画が適法であるかについては争いがあつた。というのは、ESUG による改正前の倒産法258条1項は、倒産処理計画案の認可の確定（法的確定力の発生）により、直ちに倒産手続の終結を決定する旨を定めていたからである。もっとも、部分計画案についてはその適法性を承認する見解が多数であったが⁽²⁸⁾、これを否定する下級審裁判例もあった⁽²⁹⁾。そこで、連邦参議院は、部分計画の適法性を正面から認めるような倒産法217条の改正提案をしたの

(27) Stellungnahme des Bundesrates, BT-Drucks. 17/5712, S. 54.

(28) このような指摘につき、BT-Drucks. 17/5712, S. 53.

(29) LG Frankfurt, Beschluss vom 29. Oktober 2007 – 2/9 T 198/07 — ZIP 2007, 2229ff. この事件では、調査結果とは異なって債権者の債権額についての計算基礎を確定した倒産処理計画案が問題となつた。

である⁽³⁰⁾。これに伴って、倒産法258条1項も、倒産処理計画案の認可が確定し、かつ、倒産処理計画が別段の定めをしていない場合に、倒産裁判所は直ちに倒産手続の終結を決定するというように改正されている。なお、部分計画の具体的な規定内容については、法律上規定されてない。その形成は、実務に委ねられている。

2) 組入れの手続

会社持分権または社員権の倒産処理計画（案）への組入れは、次のような手続を踏んで行われる。

ア) 組分け（倒産法222条、238a条改正）

まず、持分権者は、倒産処理計画案にその会社持分権または社員権が組み入れられている場合、倒産処理計画手続において、利害関係人として組の一つを形成することとなる（倒産法222条1項4号）。なお、ESUGによる2012年倒産法改正前は、一定の別除権者等の債権者のみが組を形成できたが、同改正により、持分権者が倒産処理計画案についての投票に関与できるように改められた⁽³¹⁾。次に、議決権を有する利害関係人の各組はそれぞれで倒産処理計画案につき投票を行う（倒産法243条）。したがって、持分権者は利害関係人として、その組の中で議決権を通じて倒産処理計画案に関与していくことになる。なお、債務者会社の持分権者の議決権の数は、債務者の引受済資産（gezeichneten Kapital oder Vermögen des Schuldners）に対する出資によってのみ定まる（倒産法238a条1項1文）。議決権制限、特別議決権または複数議決権については、議決権の数を算定する際に影響を与えるものではない（同2文）。

イ) 倒産処理計画案の審査（倒産法231条、232条改正）

倒産裁判所は倒産処理計画案を審査することになるが、その職権により、以下のいずれかの場合には、倒産処理計画案を却下することになる（倒産法231条1項1文）。すなわち、

- ①倒産処理計画案の提出についての権利及び倒産処理計画案の内容に関する規定、特に組分けについての規定が遵守されておらず、かつ倒産処理計画案の提出者が不備を訂正することができないかまたは裁判所が定めた相当期間内に不備を訂正しない場合、
- ②債務者により提出された倒産処理計画案が明らかに利害関係人による可決または裁判所による認可の見込みを有しない場合、
- ③債務者により提出された倒産処理計画案の権利変更部分によれば利害関係

(30) BT-Drucks. 17/5712, S. 53.

(31) BT-Drucks. 17/5712, S. 33.

人に帰属する請求権が、明らかにこれを履行することができない場合、である。

そして、倒産裁判所は、倒産処理計画案の提出後二週間に内に、かかる裁判を行わなければならない（同条項 2 文）。

倒産処理計画案が却下されないときは、倒産裁判所は、意見表明のために、利害関係人（①債権者委員会が設置されているときには債権者委員会、被用者委員会及び管理職員の代表委員会、②倒産管財人が倒産処理計画案を提出したときには債務者、③債務者が倒産処理計画案を提出したときには倒産管財人）に対して、倒産処理計画案を送付する（倒産法232条 1 項）。なお、倒産裁判所が、債務者について所轄する公の工業職能代表所、商業職能代表所、手工業職能代表所もしくは農業職能代表所またはその他の専門機関に対しても意見表明の機会を与えることができる点については、従前のままである（同 2 項）。そして、2012年倒産法改正により、倒産裁判所は、二週間を超えない限りで、意見表明のための期間を定めることになった（同 3 項）。これは、倒産処理計画案についての意見を可能な限り早く表明させることで、迅速に討議期日及び投票期日（倒産法235条参照）を開催できるようにし、手続の迅速化に資するものである⁽³²⁾。

ウ) 討議期日及び投票期日（倒産法235条改正）

倒産裁判所は、倒産処理計画案及び利害関係人の議決権を討議して、かつそれに統いてその計画案について投票をする期日（討議期日及び投票期日）を定めることになっている（倒産法235条 1 項 1 文）。討議期日及び投票期日は、公告される（同条 2 項）。なお、これらの期日は、公告から一ヶ月を超えることはできない（同条 1 項 2 文）。

期日への呼出し（Ladung）に関しては、債務者に対する出資者の持分権または社員権が倒産処理計画案に組み入れられているときは、これらの出資者に対しても、呼出状とともに、倒産処理計画案の写しまたは倒産処理計画案の重要な内容の要旨を送付しなければならないが、株式会社の株主または株式合資会社の株主については、討議期日及び投票期日の公告をもって足りるとしている（倒産法235条 3 項）。さらに、上場会社については、遅くともかかる公告の日までに、その情報を全欧洲連合に広めることができるメディアで公表しなければならず（倒産法235条 3 項 4 文、株式法121条 4 a 項）、また、倒産処理計画案の重要な内容についての要旨を、その会社のインターネットサイト上で、これを入手で

(32) BT-Drucks. 17/5712, S. 33.

きるようにならなければならない（倒産法235条3項4文）。このように、株式会社の株主または株式合資会社の株主につき、呼出しの要件につき例外が設けられているのは、株式会社及び株式合資会社は公開型の会社（Publikumsgesellschaft）であり、その株式が分散保有されており、さらに株主の氏名や住所がたいてい知れていないからである⁽³³⁾。

工) 倒産処理計画案の可決・認可及びその効果（倒産法244条、254条、254a条改正）

倒産処理計画案を可決するに際しては、各組において投票した債権者の多数が倒産処理計画案に同意し、かつ同意した債権者の請求権の総額が投票した債権者の請求権の半額を超えること（倒産法244条1項）。各組で同意された倒産処理計画案の権利変更部分に定められた効力は、倒産裁判所によるその計画案の認可の法的確定時より、すべての利害関係人に対して有利にも不利にも生ずることになる（倒産法254条1項）。そして、債務者に対する出資者の持分権または社員権を倒産処理計画案に組み入れるときは（倒産法225a条）、倒産処理計画案に記載された持分権者の決議または利害関係人のその他の意思表示は所定の形式により行われたものとみなされる（倒産法254a条2項第1文）。また、倒産処理計画案の権利変更部分に取り入れられた持分権または社員権を有する者の意思表示は所定の形式でなされたものとみなされる（同項2文）。いわば、株式会社における株主総会でDESについての会社法上の諸措置につき承認を得たものと同様の効果が生じてくるのである。

そして、倒産管財人は、必要な届出（申請）をそれぞれの登記裁判所にすることになる（倒産法254a条2項3文）。もっとも、DESについての会社法上の諸措置の商業登記簿への登記は、2012年倒産法改正によっても依然として必要である。立法理由書によれば、倒産処理計画案においてなされた決議またはその他の意思表示が効力を有するためには、登記簿にその旨をその都度登記しなければならないとされている⁽³⁴⁾。なお、登記の際に、登記裁判所の倒産処理計画案に対する審査権限は制限的である。なぜなら、倒産処理計画案の成立の有効性は、倒産裁判所においてすでに審査されているからである⁽³⁵⁾。

(33) BT-Drucks. 17/5712, S. 33.

(34) BT-Drucks. 17/5712, S. 36.

(35) BT-Drucks. 17/5712, S. 37.

3) 倒産処理計画案における DES

以上、DES の実行が倒産法上可能となり、それが再建スキームとして期待されている役割に応えるための前提として、ESUG が行った組み入れなどの手続上の措置を概観した。次に、以下では、DES の活用のために必要な倒産処理計画案での諸措置につき概説する。

ア) DES に必要な諸措置と債権者保護規定（倒産法225a 条改正）

DES に必要な諸措置は、倒産処理計画案の中で定められる。ESUG は、倒産処理計画案に、DES を実行するに際して必要な諸措置、すなわち、資本減少、資本増加、現物出資による給付、新株引受権の排除または退出する持分所有者に対する代償（金）の支払いについて特別の定めを置くことを認めたのである（倒産法225a 条 2 項 3 文）。

他方、倒産処理計画による DES を実行するに際して、ESUG は、債権者保護に関する規定を設けている。まず、ESUG の政府草案理由書によれば、DES についての同意権は各債権者の個人的な権利（Individualrecht）であって、債権者はその意思に反して社員たる地位に追いやられることはないとして⁽³⁶⁾、債権者組内で多数の賛成を得られたとしても、関係する債権者の意思に反する DES はできないことが倒産法上明規された（倒産法225a 条 2 項 2 文）。また、DES の実行に際して、債権者が会社持分を引き受けことになるときは、倒産処理計画案に各債権者の同意の宣言書を添付しなければならないとしている（倒産法230条 2 項）。これらの規定は、基本法 9 条 1 項により保障される消極的な結社の自由（negative Vereinigungsfreiheit）から認められるものである⁽³⁷⁾。

もっとも、会社債権者の有する債権が、債務証券法（Gesetz über Schuldverschreibungen aus Gesamtemissionen）に服するものである場合には、債権者の同意によらない DES が可能であることについて留意すべきである（債務証券法 5 条参照）。

イ) 特別多数の賛成の緩和と妨害防止措置（倒産法244条、245条改正）

DES を実行する上で会社法上の諸規制による第一の障害として、上記したように、DES を実行する上で必要な会社法上の諸措置には持分権者の多数

(36) BT-Drucks. 17/5712, S. 31.

(37) Eidenmüller, §225a, Rn.33 in Kirchhof/Eidenmüller/Stürner (Hrsg.), Münchener Kommentar zum Insolvenzordnung, Band 3: §§ 217–359 InsO, Art. 103a–110 EGInsO, Konzerninsolvenzrecht, Insolvenzsteuerrecht, 3. Aufl., München, 2014.

の賛成が必要である点が挙げられる（資本減少、資本増加及び新株引受権の排除等の会社法上の諸措置を実行するには、株主総会において持分権者たる株主の特別多数の承認、つまり、株主総会において4分の3以上の多数の賛成を得なければならない）。したがって、債務者会社における既存株主の特別多数の協力なくしては、会社法上、DESを実行することはできないのである⁽³⁸⁾。

この問題点について、ESUGの立法者は、上述のように、倒産処理計画案にDESの実行に際して必要な会社法上の諸措置を特別に定めることを認めた上で（倒産法225a条2項3文）、倒産処理計画案について同意を要する持分権者の数的要件を緩和することで対処している。そして、倒産法は、（会社法上の）特別多数の要件を緩和しているのではなく、倒産法の枠内で、以下のように対処しているのである。

そもそも、持分権者は倒産処理計画案にその持分権または社員権が組み入れられている場合、倒産処理計画手続において、持分権者は利害関係人として組の中での議決権を通じて手続に関与していくことになる。倒産処理計画案を可決するに際しては、各組において投票した債権者の多数が倒産処理計画案に同意し、かつ同意した債権者の請求権の総額が投票した債権者の請求権の総額の半数を超えること（倒産法244条1項）。このときの持分権者の議決権の数は、先述のとおりである（倒産法238a条参照）。したがって、持分権者の同意の数的要件を4分の3以上から過半数へと引き下げることで、上記の懸念に対処しているのである。

もっとも、倒産法244条1項の原則を貫けば、持分権者たる出資者の組が承認をしなければ、倒産処理計画案は可決されないことになる。かかる不承認を手段として、倒産処理計画案の策定につき、持分権者による妨害の可能性が生じることになる。そして、かかる妨害可能性は、同意の要件が引き下げられると、自ずと高くなる。これを防ぐために、倒産法は妨害禁止（Obstruktionsverbot）の規定を設けている（倒産法245条1項）。

倒産法245条1項によれば、仮にある組が倒産処理計画案の策定の決議につき必要多数に達しなかった場合においても、次に掲げる場合には、必要多数に

(38) さらに、仮にかかる賛成を得られたとしても、当該株主総会決議に賛成しなかった少数派株主が株主総会決議取消の訴え（株式法246条）を提起する危険が依然として残るとの指摘もある。Kleindiek, Debt-Equity-Swap im Insolvenzplanverfahren in FS für Hommelhoff zum 70 Geburtstag, Köln 2012, S. 545.

達しなかったその組の同意があったものとみなされる。すなわち、①その組の構成員が倒産処理計画案によりその計画案がなかったとしたら置かれたであろう立場より不利な立場には置かれないうことが予測され（同項1号）、②倒産処理計画案に基づき利害関係人に与えられることになる経済的価値に対して適切に関与し（同2号）、かつ③投票した組の多数が倒産処理計画案に対して必要多数をもって同意したときである（同3号）。このうち、倒産法245条1項2号にいう「適切な関与」があるというためには、同意につき必要多数に達していない組が持分権者の組であるときは、倒産処理計画案によれば、債権者がその請求権の満額を超える経済的価値を得ていない場合、かつ倒産処理計画案がないとすると、組の持分権者と同等に扱われたであろう持分権者が、この持分権者より有利な立場に置かれないう場合でなければならない（倒産法245条3項）。

ウ) 差額責任の排除（倒産法254条改正）

2012年倒産法改正前は、DESを実行するに際して差額責任が会社債権者のDESに対するインセンティブを削いでいる点が問題であることは上述した。

現物出資の目的物の過大評価から生ずる債権者の差額責任の危険に対して、2012年倒産法改正は、差額責任を排除することを明示した倒産法254条4項を新設した。すなわち、倒産法254条4項は、「債権者の債権が債務者に対する持分権又は社員権に転換する場合には、債務者は、裁判所による認可の後は、倒産処理計画における債権の過大評価を理由とした請求権を、従前の債権者に対して主張することができない」と規定し、倒産裁判所による倒産処理計画案の認可後においては債権者の差額責任を排除することを倒産法上明確にしている。これにより、上記の懸念に対処している。

【補足説明】

なお、DESに際しては、現物出資される債権者の債権をどのように評価すべきか、すなわち、会社債権者が現物出資する債権の価値は、その券面額（Nennwert）で評価されるべきか、それとも、債権そのものの事実上の経済的価値で評価されるべきであるのかという問題が生じる。この点については、ドイツにおいては、後者の見解、すなわち、現物出資される債権の価値を券面額通りに評価すべきでないとする見解が支配的である⁽³⁹⁾。

(39) A. Arnold, §27, Rn. 57. in Zölner/Noack (Hrsg.), Kölner Kommentar zum Aktiengesetz, Band 1 §§ 1–75 AktG, 3. Aufl., Köln, 2012; Hüffer, a.a.O., § 27 Rn.

これに対して、一部の論者は、会社債権者が現物出資する債権の価値を券面額で評価すべきであると主張する。例えば、Cahn/Simon/Theiselmann が、その論者である⁽⁴⁰⁾。Cahn⁵は、会社債権に対する本質的価値のコントロール（Werthaltigkeitskontrolle）は、DES の枠内においては債権者保護の観点からも社員の保護の観点からも必要ではないとし、債権の評価は券面額によるべきであるとしている。その理由として、債権を現物出資する際の会計上の効果に着目している。すなわち、会社に対する債権の持分化は純然たる貸方欄の交換（Passivtausch）であり、券面額による評価によれば、事実上の経済的価値による債権評価の場合に生じる実在しない自己資本を見せかけることによるバランスシートの肥大化（Aufblähung der Bilanz）が生じないと指摘する⁽⁴¹⁾。

もっとも、ESUG は、かかる現物出資される債権の評価方法の問題について、いずれの立場に依拠しているかを明言していない。しかし、ESUG の政府草案理由書には、以下のような記述がある⁽⁴²⁾。「倒産処理計画案においては、次のことが述べられなければならない。すなわち、いかなる資本上の諸措置（Kapitalmaßnahmen）が実行されるべきであるか、いかなる価値をもって請求権（Anspruch）が見積もられるべきか、及びいかなる者に新株引受権が付与されるべきかということである。請求権の本質的価値の問題については、場合によっては、鑑定書（Gutachten）が入手され得る。債権の本質的価値は、債務者の倒産を理由に、通常は減少し、かつ、その価値は帳簿上の券面額とは一致せず、むしろ、明らかにそれを下回る。このとき、割合的期待（Quotenerwartung）が考慮されうる。倒産処理計画案に、相応する価値の修正を組み入れなければならない」と。また、現物出資の目的物たる会社債権者の債権を過大評価することにより生ずる差額責任の排除について規定した倒産法254条4項をも考慮すれば⁽⁴³⁾、ESUG の立法者としては、評価額説に依拠しているものと解される。現物出資の要件としての等価性原則（Vollwertigkeitsprinzip）を基礎として、DES に際して出資されている債権の本質的価値が券面額と一致し

17; Pentsch, §27, Rn. 29 in Goette/Habersack/Susanne (Hrsg.), Münchener Kommentar zum Aktiengesetz, Band 1 §§1–75, 3. Aufl., München, 2008; Röhricht, §27, Rn. 80 in Hopt/Wiedemann (Hrsg.), Aktiengesetz Großkommentar, Band 1 §§ 1–53, 4. Aufl., Berlin, 2004. かかる支配的見解に依拠する連邦通常裁判所の判例として、BGH, Urteil vom 15. Januar 1990 – II ZR 164/88 –, BGHZ 110, 47ff. がある。

(40) Cahn/Simon/Theiselmann, Forderungen gegen die Gesellschaft als Sacheinlage? — Zum Erfordernis der Forderungsbewertung beim Debt Equity Swap-, CFL 2010, 238, 242ff.

(41) Cahn/Simon/Theiselmann, aaO., CFL 2010, 238, 244.

(42) BT-Drucks. 17/5712, S. 31–32.

(43) Eidenmüller, aaO., §225a, Rn. 51.

ていない場合には、出資債権の価値に対する相応の修正を要求しているように思われる。そして、かかる解釈は、倒産手続外でDESをする際の現物出資債権の評価方法とも合致している。

(4) 倒産処理計画案に対する少数派保護（倒産法251条改正）

倒産処理計画は、債権者や持分権者の法的地位に大きく影響することになる。このとき、多数決による倒産処理計画案の可決によって、「組内の少数派」が害されることが生じうる。DESの場合にも、そのような少数派が害されることを考えられうる。そこで、倒産法は、第251条において、少数派保護規定を設けている。すなわち、少数派は、以下の要件を満たすときに、倒産処理計画案の認可を拒否できるのである。

- ① 遅くとも投票期日において倒産処理計画案に対して書面によりまたは期日調書への記載により異議を述べたとき（同条項1号）であり、かつ、
- ② 倒産処理計画案によりその計画案がなければ有したであろう立場よりも、不利な立場に置かれることが予測されるとき（同2号），

である。

なお、申立人は、遅くとも投票期日において、この者が倒産処理計画案により不利な立場に置かれることが予測されることを疎明しなければならない（同条2項）。

2012年倒産法改正は、倒産処理計画案の認可拒否を求める申立権者の範囲を拡大した（倒産法251条1項）。従前は、債権者のみが申立権者であったが、この改正で「自然人でない債務者に対する出資者」も申立てができることになった。こうして、出資者組内の少数派たる出資者は、出資者の多数派によって可決された倒産処理計画案の認可を拒むことができ、これにより少数派が保護されることになった。

しかし、この規定により倒産処理計画案の安定性に対する懸念も予測されたことから、2012年倒産法改正は、第251条第3項を新設した。すなわち、同項は、倒産処理計画案の権利変更部分において、利害関係人が不利な地位に置かれていることを証明する場合に備えて資金が調達されているときには、倒産処理計画案認可拒絶を求める申立てが却下されなければならない旨を定めている（同項1文）。倒産処理計画案において、債権者や持分権者などの利害関係人が金銭的補償を受けることが定められているときは、結果として、もはやより不利な立場に置かれることはないのであるから、倒産処理計画案の認可を拒む理由はなくなると理解されている⁽⁴⁴⁾。そして、このときの金銭的補償の資金調

達は、準備金、銀行保証金またはそれに類する方法 (eine Rücklage, eine Bankbürgschaft oder in ähnlicher Weise) で補償されなければならないとされる⁽⁴⁵⁾。

（5）組入れに対する不服申立方法の整備（倒産法253条改正）

ESUG による2012年倒産法改正前においては、倒産処理計画案の認可決定に対する不服申立ての規定（旧253条）は、以下のように、申立権者のみが規定されていたにすぎなかった。

旧253条

「債権者及び債務者は、倒産処理計画案を認可する決定又は認可を拒む決定に対して即時抗告をすることができる。」

この条文の下では、無条件で不服申立てをすることができ、その結果、経済上有意義でかつ利害関係人の多数が賛成している再建が一個人によって妨害される可能性があり、また、倒産処理計画の効力の発生が数ヶ月以上遅延する事態も起こり得た⁽⁴⁶⁾。そこで、2012年倒産法改正は、不服申立てによる妨害や遅延を除去することも目的とした⁽⁴⁷⁾。改正倒産法253条の改正点は、具体的には以下のとおりである。

まず、持分所有者の持分権を倒産処理計画案に組み入れることが可能になったことに呼応して、債務者会社の持分権者も倒産処理計画案の認可に係る決定に対して即時抗告をすることが可能になった（倒産法253条1項）。

また、倒産処理計画案の認可に対する即時抗告が許可される要件が規定されることになった（倒産法253条2項）。すなわち、認可に対する即時抗告は、

- ① 抗告人が倒産処理計画案に遅くとも投票期日において書面によりまたは期日調書への記載により異議を述べ、
- ② 抗告人が倒産処理計画案に反対の投票をし、かつ、
- ③ 抗告人が、倒産処理計画案により、その計画案がなければこの者が有したであろう立場より著しく不利な立場に置かれること、及び、この不利益を第251条第3項において掲げられた資金に基づく支払いにより補償

(44) BT-Drucks. 17/5712, S. 35.

(45) BT-Drucks. 17/5712, S. 35.

(46) BT-Drucks. 17/5712, S. 35.

(47) BT-Drucks. 17/5712, S. 18.

することができないことを疎明するときに限り、
適法とされた。

この規定は、旧倒産法253条の規定に対する批判を受けて⁽⁴⁸⁾、抗告権者の権利保護を制限したものである。

さらに、倒産処理計画の実行の遅れの不利益が抗告人の不利益を上回るとの心証を地方裁判所が得たことから、同計画案の即時の効力発生が優先的であると思われるときは、地方裁判所は、倒産管財人の申立てに基づき、かかる抗告を即時に却下することができる（倒産法253条4項1文）。さらに、民事訴訟法上の更正手続（Abhilfeverfahren、民事訴訟法572条1項1文）は、原則として、行われないものとしている（同2文）。倒産法253条4項は、連邦議会の法務委員会（Rechtsausschuss）の決議勧告を受けてのものであり、その趣旨は倒産処理計画の実行のさらなる迅速化にある⁽⁴⁹⁾。

(48) BT-Drucks 17/5712, S. 35.

(49) Vgl. Beschlussempfehlung und Bericht des Rechtsausschusses (6. Ausschuss), BT-Drucks 17/7511, S. 36.

【条文試訳】 *斜体の条文は、ESUG による改正なし

第6編 倒産処理計画

第1章 倒産処理計画案の作成

倒産法第217条 【原則】

倒産処理計画案においては、別除権者及び倒産債権者の満足、倒産財団の換価及び利害関係人に対する倒産財団の配当、並びに倒産手続終了後の手続上の事後処理及び債務者の責任は、本法の規定とは異なる定めをすることができる。債務者が自然人でない場合、債務者に対する出資者の持分権又は社員権もまた、これを倒産処理計画案に組み入れることができる。

【改正点】 *本条第1文に「手続上の事後処理」の挿入及び第2文を新設

倒産法第218条 【倒産処理計画案の提出】

- 1) 倒産処理計画案を倒産裁判所に提出する権限は、倒産管財人及び債務者がこれを有する。債務者による倒産処理計画案の提出は、倒産手続の開始を求める申立てと同時にこれをすることができる。最後期日後に初めて倒産裁判所に提出される倒産処理計画案は、これを考慮しない。
- 2) 債権者集会が倒産管財人に倒産処理計画案の作成を委託した場合、倒産管財人は適切な期間内に倒産裁判所に対してその計画案を提出しなければならない。
- 3) 債権者委員会が設置されている場合は債権者委員会、被用者委員会、管理職員の代表委員会及び債務者は、助言を通して倒産管財人による倒産処理計画案の作成に協力する。

倒産法第219条 【倒産処理計画案の構成】

倒産処理計画案は、説明部分及び権利変更部分から成る。倒産処理計画案には、第229条及び第230条に挙げられた添付書類を添付しなければならない。

倒産法第220条 【説明部分】

- 1) 倒産処理計画案の説明部分においては、利害関係人の権利の計画的変更についての基礎を創り出すために、倒産手続開始後にどのような措置が取られたのか、又はさらに取られるものとされているのかを記載する。
- 2) この説明部分には、倒産処理計画案に対する同意についての利害関係人の

判断、及び倒産裁判所による倒産処理計画案の認可について重要である、倒産処理計画案の基礎及び効果についての、その他すべての申出を記載するものとする。

【改正点】 *本条第2項：「債権者⇒利害関係人」に変更

倒産法第221条 【権利変更部分】

倒産処理計画案の権利変更部分においては、利害関係人の法的地位がその計画案によりどのように変更されることになるのかを確定する。倒産管財人には、書換えに必要な諸措置をとり、かつ倒産処理計画案の明らかな不備を訂正する権限を倒産処理計画案により、付与することができる。

【改正点】 *本条第2文を新設

倒産法第222条 【組分け】

- 1) 倒産処理計画において利害関係人の権利を確定する場合には、利害関係人が異なる法的地位にある限りにおいて、組分けがなされなければならない。以下の各号に掲げる者は組分けがなされなければならない。
 1. 別除権者で、その権利が倒産処理計画案によって変更されるとき
 2. 非劣後的倒産債権者
 3. 劣後の倒産債権者の個々の等級。但し、その債権が第225条によって免除されたものとみなされていない場合に限る
 4. 債務者に対する出資者で、その持分権と社員権が倒産処理計画案に組み入れられているとき
- 2) 同等の法的地位を有する利害関係人の中で、同質の経済的利益を有する利害関係人がまとめられた組を形成することができる。これらの組は、相互に適切に組分けされなければならない。これらの組分けについての基準は、倒産処理計画案に定めなければならない。
- 3) 労働者が、相当の債権を有し、倒産債権者として関与する場合には、特別の組を形成するものとする。少額債権者及び1%未満の責任資本又は1,000ユーロ未満の責任資本で関与する小口の持分権者については、特別の組を形成することができる。

【改正点】* 本条第1、2項：「債権者⇒利害関係人」に変更、第1項4号及び第3項第2文を新設

倒産法第223条 【別除権者の権利】

- 1) 倒産処理計画案に別段の定めがない場合、別除権が存在する目的物からの満足に係る、別除権者の権利は、その計画案に妨げられない。信用制度法第1条第17項所定の金融担保及び次の各号のいずれかに該当する担保に関しては、異なる定めをすることは許されない。
 1. 信用制度法第1条第16項による制度の経営者又は参加者に、その制度に基づく請求権を担保するために設定された担保
 2. EU加盟国の中銀銀行又は欧洲中央銀行〔のため〕に設定された担保
- 2) 倒産処理計画案に異なる定めがなされる限りにおいて、各別除権者について、どの部分でそれらの権利が縮減されることになるのか、どのくらいの期間につきそれらの権利が猶予されることになるのか、又はその他どのような定めにそれらの権利が服することになるのかを、倒産処理計画案の権利変更部分に定めなければならぬ。

倒産法第224条 【倒産債権者の権利】

非劣後の債権者については、どの部分で債権が減少することになるのか、どのくらいの期間につき債権が猶予されることになるのか、どのように債権が担保されることになるのか、又はその他どのような定めに債権が服することになるのかを、倒産処理計画案の権利変更部分に定めなければならない。

倒産法第225条 【劣後の倒産債権者の権利】

- 1) 劣後の倒産債権者の債権は、倒産処理計画案に別段の定めがない場合、免除されたものとみなす。
- 2) 倒産処理計画案に異なる定めがなされる限りにおいて、劣後の債権者の各組については、第224条において定める事項を、権利変更部分に定めなければならない。
- 3) 罰金に係る倒産手続終了後の債務者の責任、及び第39条第1項第3号において罰金と同視される債務は、これを倒産処理計画案によって排除することも制限することもできない。

倒産法第225a条 【持分所有者の諸権利】

- 1) 債務者に対する出資者の持分権又は社員権は、倒産処理計画案によっても、これを妨げない。但し、倒産処理計画案が別段の定めをしている場合は、この限りでない。

- 2) 倒産処理計画案の権利変更部分において、債権者の債権を債務者に対する持分権又は社員権に転換することを定めることができる。関係する債権者の意思に反する転換はできない。倒産処理計画案は、資本減少、資本増加、現物出資による給付、新株引受権の排除又は退出する持分権者に対する代償（金）の支払いを特別に定めることができる。
- 3) 会社法上認められている各規律、特に解散会社の継続又は持分権若しくは社員権の譲渡は、倒産処理計画案において、これを定めることができる。
- 4) 第2項又は第3項による諸措置は、債務者が当事者となっている契約の解除又は解約を正当化するものではない。また、それらの諸措置は、契約のその他の終了原因にもならない。これに反する契約上の合意は、これを無効とする。債務者の義務違反に関する合意は、第1文及び第2文によって、これを妨げない。但し、このことが、第2項又は第3項による措置が予定され、又は実行される点にとどまっている場合に限る。
- 5) 債務者に対する出資者についての第2項又は第3項による措置が、法人又は法人格のない会社からの退出についての重大な事由であり、かつ、かかる退出権（Austrittsrecht）が行使される場合には、債務者の清算に際して生じる財産状況が、生じうる代償請求額の決定に際して重要となる。代償請求の支払いは、債務者の財産状況に対する不適切な負担を避けるためにこれを3年まで猶予することができる。未払いの代償債権（Abfindungsguthaben）は、これに利息を付さなければならない。

【改正点】 * 本条新設

倒産法第226条 【利害関係人の平等取扱い】

- 1) 各組内においては、全ての利害関係人に対して、同等の権利を付与しなければならない。
- 2) 一つの組の中で利害関係人を区別して扱うことは、その組の全ての利害関係人の同意がある場合に限り、これを適法とする。この場合においては、倒産処理計画案には、その組の各利害関係人の同意書を添付しなければならない。
- 3) 個々の利害関係人と倒産管財人、債務者、又はその他の者の各合意で、個々の利害関係人の投票手続に関して、又はその他倒産処理手続との関係において、倒産処理計画案に定められない利益を個々の利害関係人に付与するものは、無効とする。

倒産法第227条【債務者の責任】

- 1) 倒産処理計画案に別段の定めがない場合、債務者は、権利変更部分において定められた倒産債権者の満足をもって、倒産債権者に対するその残債務から免責される。
- 2) 債務者が法人格のない会社又は株式合資会社である場合、第1項は、これを社員の個人責任に準用する。

倒産法第228条【物権関係の変更】

目的物に関する権利が創設、変更、譲渡又は放棄されることになる場合、利害関係人の必要的意思表示は、これを倒産処理計画案の権利変更部分に記載することができる。土地又は登記された権利に関する権利で、登記簿に登記された権利が問題になる場合に、これらの権利は、不動産登記法28条に従い、正確にこれを記載しなければならない。船舶登記簿、船舶造船登記簿又は航空機に関する質権登記簿において登記された権利については、第2文はこれを準用する。

倒産法第229条【財産目録／成果計画案及び財務計画案】

債権者が債務者又は第三者により継続される事業の収益から満足を受けることになる場合には、倒産処理計画案に、財産目録を添付しなければならない。この財産目録には、倒産処理計画案の効力が生じたときに対置されることになる資産及び負債を、その価値とともに記載する。どのくらいの費用及び収益が、債権者が満足を受けることになる期間につき、予想され得るか、及びどのくらいの継続的な所得及び支出により、その期間につき、企業の支払能力が保障されることになるかについては、これを補助的に記載しなければならない。これらの場合においては、その債権を届け出ていないが、倒産処理計画案の作成時に知れている債権者もまた、これを考慮しなければならない。

【改正点】 *本条第3文を新設

倒産法第230条【その他の添付書類】

- 1) 倒産処理計画案において債務者がその事業を継続することが定められ、かつその債務者が自然人である場合、債務者が倒産処理計画案に基づいて事業を継続することの意思を表明したその宣言書を倒産処理計画案に添付しなければならない。債務者が法人格のない会社又は株式合資会社である場合、倒産処理計画案によれば企業の無限責任社員になることになる者の相

応の宣言書を倒産処理計画案に添付しなければならない。債務者が自ら倒産処理計画案を提出するときは、第 1 文による債務者の宣言書は、これを必要としない。

- 2) 債権者が、法人、権利能力のない社団又は法人格のない会社に対する持分権、社員権又は持分を引き受けることになる場合、これらの各債権者の同意の宣言書を倒産処理計画案に添付しなければならない。
- 3) 第三者が倒産処理計画案の認可の場合に備え債権者に対する義務を引き受けている場合、第三者の宣言書を倒産処理計画案に添付しなければならない。

【改正点】 *本条第 1 項第 2 文を新設

倒産法第231条 【倒産処理計画案の却下】

- 1) 倒産裁判所は、次の各号に掲げる場合には、職権により、倒産処理計画案を却下する。
 1. 倒産処理計画案の提出についての権利及び倒産処理計画案の内容に関する規定、特に組分けについての規定が遵守されておらず、かつ倒産処理計画案の提出者が不備を訂正することができないか又は倒産裁判所が定めた相当期間内に不備を訂正しない場合
 2. 債務者により提出された倒産処理計画案が明らかに利害関係人による可決又は倒産裁判所による認可の見込みを有しない場合
 3. 債務者により提出された倒産処理計画案の権利変更部分によれば利害関係人に帰属する請求権が、明らかにこれを履行することができない場合
- 倒産裁判所の裁判は、倒産処理計画案の提出後二週間に内に、これを行わなければならない。
- 2) 利害関係人により拒まれた倒産処理計画案、倒産裁判所により認可されなかった倒産処理計画案又は債務者により討議期日の公告後に撤回された倒産処理計画案を債務者が倒産手続においてすでに提出していた場合で、倒産管財人が、債務者の新たな倒産処理計画案の却下を申し立てたとき、又は債権者委員会が設置されているときにはその同意を得て、債務者の新たな倒産処理計画案の却下を申し立てたとき、倒産裁判所は、債務者の新たな倒産処理計画案を却下しなければならない。

- 3) 倒産処理計画案を却下する決定に対して、倒産処理計画案の提出者は、即時抗告をすることができる。

【改正点】 *本条第1項1号「特に組分けについての規定」を挿入。同2号、第2項「債権者⇒利害関係人」
*第1項最終文を新設

倒産法第232条 【倒産処理計画案に対する意見表明】

- 1) 倒産処理計画案が却下されないときは、倒産裁判所は、意見表明のために、次の各号に掲げる者に対して、倒産処理計画案を送付する。
 1. 債権者委員会が設置されているときは、債権者委員会、被用者委員会及び管理職員の代表委員会
 2. 倒産管財人が倒産処理計画案を提出したときは、債務者
 3. 債務者が倒産処理計画案を提出したときは、倒産管財人
- 2) 倒産裁判所は、債務者について所轄する公の工業職能代表所、商業職能代表所、手工業職能代表所若しくは農業職能代表所又はその他の専門機関に対してもまた、陳述の機会を与えることができる。
- 3) 倒産裁判所は、意見表明をするための期間を定める。この期間は二週間を超えてはならない。

【改正点】 *本条第3項第2文を新設

倒産法第233条 【換価及び配当の停止】

倒産財団の換価及び配当を続行することにより提出された倒産処理計画案の遂行が困難になることが予測される限りで、倒産裁判所は、債務者又は倒産管財人の申立てに基づき、換価及び配当の停止を命ずることができる。この停止命令が財団にとり重大な不利益の危険を伴う限りで、又は倒産管財人が債権者委員会又は債権者集会の同意をもって換価及び配当の続行を申し立てる限りにおいて、倒産裁判所は、停止命令を見合せ、又は停止命令を取り消す。

倒産法第234条 【計画案の備え置き】

倒産処理計画案は、その添付書類及び届けられた意見表明と共に、利害関係人の閲覧のために、裁判所の書記課に、これを備え置かなければならない。

第2章 倒産処理計画案の可決及び認可

倒産法第235条【討議期日及び投票期日】

- 1) 倒産裁判所は、倒産処理計画案及び利害関係人の議決権を討議して、かつそれに続いてその計画案について投票をする期日（討議期日及び投票期日）を定める。この期日は、第2項の公告から一ヶ月を超えてこれを定めないものとする。この期日は、第232条による意見表明を求めるのと同時にこれを定めることができる。
- 2) 前項の討議期日及び投票期日は、これを公告する。この公告に際しては、倒産処理計画案及び提出された意見表明書を裁判所書記課において閲覧できる旨が指摘されなければならない。第74条第2項第2文はこれを準用する。
- 3) 債権を届け出た倒産債権者、別除権者、倒産管財人、債務者、被用者委員会（Betriebsrat）、及び管理職員の代表委員会（Sprecherausschuss）は、これを特別に呼び出さなければならない。この呼出状とともに、倒産処理計画案の写し、又は倒産処理計画案の提出者が必要に応じて提出しなければならない倒産処理計画案の重要な内容の要旨が送付されなければならない。債務者に対する出資者の持分権又は社員権を、倒産処理計画案に組み入れるときは、これらの者もまた、本項第1文及び第2文に基づき、これを呼び出さなければならない；但し、株主又は株式合資会社の株主については、この限りではない。上場会社については、株式法第121条第4a項は、これを準用する；上場会社は、倒産処理計画案の重要な内容についての要旨を、その会社のインターネットサイト上で、これを入手できるようにしなければならない。

【改正点】 *本条第1項第3文及び第3項第3文を新設。第1項：債権者⇒利害関係人

※株式法121条【総則】

(4a) 記名株のみを発行する上場会社ではなく、かつ招集通知（Einberufung）を株主に第4項2文及び3文によって直接的に送付しない上場会社の場合には、招集通知は、遅くとも公告の時点において公表のために、EU全域に情報を伝達できるメディアにこれを送付しなければならない。

倒産法第236条【調査期日との併合】

討議期日及び投票期日は、調査期日の前に開催してはならない。但し、これらの期日は、これを併合することができる。

倒産法第237条【倒産債権者の議決権】

- 1) 倒産処理計画案に関して投票する際の倒産債権者の議決権については、第77条第1項第1文、第2項及び第3項第1号は、これを準用する。別除権者は、債務者が個人的にも別除権者に責任を負い、かつ別除権者が別除的満足を放棄し又は別除的満足に際して不足額を生ずる場合に限り、倒産債権者として議決権を有する。不足額が確定しない限りにおいて、別除権者は、見込まれる不足額により、これを考慮されなければならない。
- 2) 倒産処理計画案により害されない債権を有する債権者は、議決権を有しない。

倒産法第238条【別除権者の議決権】

- 1) 倒産処理計画案において別除権者の法的地位も定める限りにおいて、この債権者の権利は、これを期日において個々に討議しなければならない。倒産管財人、別除権者、倒産債権者によつても異議が述べられていない別除権は、議決権を認めらる。異議の述べられた権利、停止条件付権利又は弁済期にない権利の議決権については、第41条、第77条第2項、第3項第1号は、これを準用する。
- 2) 第237条第2項は、これを準用する。

倒産法第238a条【持分権者の議決権】

- 1) 債務者の持分権者の議決権は、債務者の引受済資産に対する持分権者の出資に応じてのみ定まる。議決権制限、特別議決権又は複数議決権は、これらを考慮に入れない。
- 2) 第237条第2項は、これを準用する。

【改正点】 * 本条新設

倒産法第239条【議決権一覧表】

裁判所の書記課の書記官は、期日における討議の結果によりいかなる議決権が利害関係人に帰属するのかを一覧表に記載する。

【改正点】 * 債権者⇒利害関係人

倒産法第240条 【倒産処理計画案の変更】

倒産処理計画案の提出者は、期日における討議に基づき倒産処理計画案の個々の定めを内容的に変更する権限を有する。変更されたこの計画案に関しては、当該期日においてもまた、投票することができる。

倒産法第241条 【投票期日の分離】

- 1) 倒産裁判所は、倒産処理計画案に関する投票のために、分離された期日を定めることができる。期日を分離した場合には、討議期日から投票期日までの期間は、一ヶ月を超えないものとする。
- 2) 分離された投票期日には、議決権を有する利害関係人及び債務者を呼び出さなければならない。但し、株主又は株式合資会社の株主については、この限りでない。株主又は株式合資会社の株主の者については、期日を公告することで足りる。上場会社については、株式法第121条第4a項は、これを準用する。倒産処理計画案の変更がある場合には、その変更を特に指摘しなければならない。

【改正点】 * 第2項：債権者⇒利害関係人、及び同項第2文新設

倒産法第242条 【書面による投票】

- 1) 分離された投票期日を定めたときは、議決権は、書面により、これを行使することができる。
- 2) 倒産裁判所は、議決権を有する利害関係人に対して討議期日後に投票用紙を送付し、かつその際に利害関係人に対してその議決権を通知する。書面による投票は、これが遅くとも投票期日の前日までに倒産裁判所に到達したときに限り、考慮される。このことは、投票用紙を送付する際に指摘しなければならない。

【改正点】 * 第2項：債権者⇒利害関係人

倒産法第243条 【組における投票】

議決権を有する利害関係人の各組は、倒産処理計画案に関して別々に投票する。

【改正点】 * 債権者⇒利害関係人

倒産法第244条 【必要多数】

- 1) 債権者による倒産処理計画案の可決のためには、各組において、次の各号に掲げる事項の全てが存することを要する。
 1. 投票した債権者の多数が、倒産処理計画案に同意したこと
 2. 同意した債権者の請求権の総額が、投票した債権者の請求権の総額の半数を超えること
- 2) 一つの権利が共同して帰属する債権者又はその権利が開始原因の発生まで一つの単一の権利を形成していた債権者は、投票に際して、一人の債権者としてこれを計算する。質権又は用益権が一つの権利に存在しているときは、これを準用する。
- 3) 債務者に対する出資者については、第1項第2号は、請求権の総額を出資の総額と読み替えて、これを準用する。

【改正点】 * 第3項新設

倒産法第245条 【妨害禁止】

- 1) 仮に必要多数に達しなかった場合にもおいても、次の各号に掲げる事項の全てが存する場合には、投票した組の同意があるものとみなす。
 1. この組の構成員が倒産処理計画案によりその計画案がなかったとしたら置かれたであろうより不利な立場には置かれないと予測される場合
 2. この組の構成員が倒産処理計画案に基づき利害関係人に与えられることになる経済的価値に対して適切に関与している場合、及び
 3. 投票した組の多数が倒産処理計画案に対して必要多数をもって同意した場合
- 2) 債権者のある組については、次の各号に掲げる事項の全てが存する場合には、第1項第2号所定の適切な関与が存在する。倒産処理計画案により、
 1. 他の債権者が、その請求権の満額を超える経済的価値を得ていない場合
 2. その計画案がないとするとこの組の債権者と比べて劣後の順位で満足したであろう債権者又は債務者若しくは債務者に出資している者

が経済的価値を得ていない場合、及び

3. その計画案がないとするとこの組の債権者と同順位で満足され得る債権者が、この組の債権者より有利な立場に置かれない場合
- 3) 持分権者のある組については、次の各号に掲げる事項の全てが存する場合には、第1項第2号所定の適切な関与が存在する。倒産処理計画案により、
 1. 債権者が、その請求権の全額を超える経済的価値を得ていない場合
 2. その計画案がないとするとこの組の持分権者と同等に扱われたであろう持分権者が、この組の持分権者より有利な立場に置かれない場合

【改正点】 * 第1項：債権者⇒構成員、第2項、第3項新設

倒産法第246条 【劣後的倒産債権者の同意】

劣後的倒産債権者による倒産処理計画案の可決については、補完的に次の各号に掲げる規定を適用する。

1. 第39条第1項第3号に劣後する順位を有する組の同意は、倒産処理計画案により倒産債権者がこの組の債権者より有利な立場に置かれていない場合、これを存在するものとみなす
2. ある組の債権者が誰も投票に参加しない場合、この組の同意は、これを存在するものとみなす

【改正点】 * 本条の改正点は、旧法の第1号を削除して、第2、3号を繰り上げした点である。

倒産法第246a条 【持分権者の同意】

ある持分権者の組の構成員が誰も投票に参加しない場合、この組の同意は、これを存在するものとみなす。

【改正点】 * 本条新設

倒産法第247条 【債務者の同意】

- 1) 債務者の倒産処理計画案に対する同意は、債務者が遅くとも投票期日にお

いて倒産処理計画案に対して書面により異議を述べないときは、これを存 在するものとみなす。

- 2) 次の各号に掲げる事項の全てが存在する場合、異議は、前項の範囲において、これを考慮しない。
 1. 債務者が倒産処理計画案により、計画案がなかったとしたら有したであろう立場よりも不利な立場に置かれないことが予測される場合
 2. 債権者が、その請求権の全額を超える経済的価値を取得しない場合

【改正点】 *第1項「書面により又は裁判所の書記課の調書に対して」⇒「書面に より」

倒産法第248条 【裁判所の認可】

- 1) 利害関係人による倒産処理計画案の可決（第244条乃至第246a条）及び債務者の同意後に、倒産処理計画案は、倒産裁判所の認可を要する。
- 2) 倒産裁判所は、認可に関する決定の前に、倒産管財人、債権者委員会が設置されている場合は債権者委員会、及び債務者を聴聞しなければならぬ。

【改正点】 *第1項：債権者⇒利害関係人、「第244条乃至第246条」⇒「第244条乃至第246a条」

倒産法第248条a【倒産裁判所の倒産処理計画案訂正の認可】

- 1) 第221条第2文に従った倒産管財人による倒産処理計画案の訂正は、倒産裁判所の認可を要する。
- 2) 倒産裁判所は、前項の認可の前に、倒産管財人、債権者委員会が設置されている場合は債権者委員会、債権者及び持分権者の権利が不利益を受ける場合に限りその債権者及び持分権者、並びに債務者を聴聞しなければならない。
- 3) 利害関係人がこの訂正に伴い生じる倒産処理計画案の変更によって倒産処理計画案が予定した効果によれば有したであろう立場より不利な立場に置かれることが予測されるとき、申立てに基づき、第1項の認可を拒むなければならない。
- 4) 倒産処理計画案の訂正を認可する決定又は拒む決定に対し、第2項に掲げ

た債権者及び持分権者並びに倒産管財人は即時抗告をすることができる。
第253条第4項は、これを準用する。

【改正点】 * 本条新設

倒産法第249条 【条件付倒産処理計画案】

認可の前に一定の給付がなされ、又はその他の諸措置が実施されることになる旨が倒産処理計画案に定められている場合、その計画案は、これらの要件が満たされる場合に限り、これを認可することができる。この認可は、これらの要件が倒産裁判所により定められた相当な期間の経過後にも満たされていない場合は、倒産裁判所は職権でこれを拒まなければならない。

倒産法第250条 【手続規定の違反】

次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、倒産裁判所は認可を職権により拒まなければならない。

1. 倒産処理計画案の内容及び手続上の取扱いに関する規定、並びに利害関係人による可決及び債務者の同意に関する規定が重要な点において遵守されておらず、かつその不備を除去することができないとき
2. 倒産処理計画案の可決が、不当に、特にある利害関係人を優遇することによってもたらされたとき

【改正点】 * 債権者⇒利害関係人

倒産法第251条 【少数者保護】

- 1) 倒産処理計画案の認可は、債権者の申立て、又は債務者が自然人でないときは債務者に対する出資者の申立てに基づき、次の各号に掲げる事項の全てが存する場合には、これを拒まなければならない。
 1. 申立人が遅くとも投票期日において倒産処理計画案に対して書面により又は期日記録に記載することにより異議を述べた場合
 2. 申立人が倒産処理計画案によりその計画案がなければ有したであろう立場よりも不利な立場に置かれることが予測される場合
- 2) 前項の申立ては、申立人が、遅くとも投票期日において、倒産処理計画案

によりこの者が不利な立場に置かれることが予測されることを疎明するときに限り、許される。

- 3) 第1項の申立ては、利害関係人が不利な地位に置かれていることを証明する場合に備えて倒産処理計画案の権利変更部分において資金を調達しているときは、これを却下しなければならない。利害関係人がこの資金からの補償を取得するか否かは、倒産処理手続上で、これを明らかにしなければならない。

【改正点】 *第1項「又は……申立て」挿入、同1号「裁判所の書記課の」削除、
 同1、2号債権者⇒申立人
 *第2項「申立人が遅くとも投票期日において」「予測される」挿入
 *第3項新設

倒産法第252条 【裁判の告知】

- 1) 倒産処理計画案を認可する決定又はその認可を拒む決定は、投票期日又は直ちに定められるべき特別期日において、これを言い渡さなければならない。第74条第2項第2文は、これを準用する。
- 2) 倒産処理計画案が認可されるときは、債権を届け出た倒産債権者及び別除権者に対しては、認可されたことを指摘したうえ、倒産処理計画案の写し又はその計画案の重要な内容の要旨を送付しなければならない。債務者に対する出資者の持分権又は社員権を倒産処理計画案に組み入れるとき、これらの者にも書類を送付しなければならない；但し、株主及び株式合資会社の株主については、この限りでない。上場会社は、倒産処理計画案の重要な内容の要旨を、そのインターネットのサイト上で、入手できるようにしなければならない。

【改正点】 *第2項第2文導入

倒産法第253条 【不服申立て】

- 1) 債権者、債務者、及び債務者が自然人でないときは、債務者に対する出資者は、倒産処理計画案を認可する決定又は認可を拒む決定に対して即時抗告をすることができる。
- 2) 認可に対する即時抗告は、次の各号に掲げる事項の全てが存する場合に限

り、許される。

1. 抗告人が倒産処理計画案に遅くとも投票期日において書面により又は期日記録に記載することにより異議を述べた場合
 2. 抗告人が倒産処理計画案に反対の投票をした場合
 3. 抗告人が、倒産処理計画案により、この計画案がなければこの者が有したであろう立場より著しく不利な立場に置かれること、及びこの不利益を第251条第3項において掲げられた資金に基づく支払いにより補償することができないことを疎明する場合
- 3) 第2項第1号及び第2号は、期日の公告（第235条第2項）及び期日にかけての呼出し（第235条第3項）において、特に倒産処理計画案への異議及び拒否の必要性を指摘したときに限り、これを適用する。
- 4) 地方裁判所は、倒産処理計画案の遂行が遅延することによる不利益がこの裁判所の自由心証によれば抗告人にとっての不利益を上回ることを理由に、即時に倒産処理計画案の効力を生ぜしめることが優先すると思われるときは、倒産管財人の申立てに基づき、抗告を遅滞なく却下する：民事訴訟法第572条第1項第1文による更正手続は、これを行わない。但し、特に重大な法律違反が存在するときは、この限りでない。地方裁判所が抗告を第1文により却下したときは、抗告人に、倒産処理計画案の遂行によってこの者に生じる損害を財団から賠償しなければならない。倒産処理計画案の効力の解消は、これを損害賠償として求めることはできない。第3文による損害賠償請求権が主張される訴えについては、即時抗告を却下した地方裁判所が専属的に管轄権を有する。

【改正点】 * 第1項「債務者が自然人でないときは債務者に対する出資者」挿入
* 第2～4項新設

第3章 倒産処理計画の効果／倒産処理計画遂行の監督

倒産法第254条 【倒産処理計画の一般的効力】

- 1) 倒産処理計画案の認可の法的確定をもって、権利変更部分に定められた効力は、全ての利害関係人に対して有利にも不利にも生ずる。
- 2) 債務者の連帯債務者及び保証人に対する倒産債権者の権利、並びにこれらの債権者の倒産財団に帰属しない目的物に対する権利又はこのような目的

物に関する仮登記から生じる権利は、倒産処理計画により、影響を受けない。但し、債務者は、倒産処理計画により、債権者に対するのと同様に、連帯債務者、保証人又はその他の求償権者に対して免責される。

- 3) 債権者が、倒産処理計画により、請求する以上に満足を受けるときは、これによって取得物の返還義務は生じない。
- 4) 債権者の債権を債務者に対する持分権又は社員権に転換する場合には、債務者は、倒産裁判所による認可の後は、倒産処理計画における債権の過大評価を理由とした請求権を、従前の債権者に対して主張することができない。

【改正点】 *第1項第2文以下削除

*第4項新設

倒産法第254a条【目的物の権利・倒産処理計画のその他の効力】

- 1) 目的物に関する権利が、創設、変更、譲渡又は放棄されることになる場合、又は有限会社に対する持分が譲渡されることになる場合は、倒産処理計画案に取り入れられた利害関係人の意思表示は、所定の形式でなされたものとみなす。
- 2) 債務者に対する出資者の持分権または社員権が倒産処理計画案に組み入れられたときは（第225a条）、倒産処理計画案に取り入れられている持分権者の決議又は利害関係人のその他の意思表示は、所定の形式でなされたものとみなす。持分権者の決議の準備のために会社法上要求される招集、公告又はその他の諸措置は、所定の形式でなされたものとみなす。倒産管財人は、それぞれの登記裁判所に必要な届出をする権限を有する。
- 3) 前2項の規定は、第1項または第2項による措置を基礎づける、倒産処理計画案に取り入れられた債務を負担する意思表示について、これを準用する。

【改正点】 *本条新設

倒産法第254b条【全ての関係人に対する効力】

第254条及び第254a条は、債権を届け出なかった倒産債権者及び倒産処理計画案に異議を述べた利害関係人についてもまた、これを適用する。

【改正点】*本条新設

倒産法第255条【復活条項】

- 1) 倒産処理計画の権利変更部分に基づき倒産債権者の債権が猶予され又は一部免除されている場合、この猶予又は免除は、債務者がこの計画の遂行を著しく遅滞させている債権者については、これを無効にする。著しい遅滞は、債権者が債務者に対して書面により催告し、かつその際に債務者に対して少なくとも二週間の猶予期間を設定したにもかかわらず、債務者が弁済期にある債務を弁済しなかったときに初めて、これを認めるものとする。
- 2) 倒産処理計画を完全に遂行する前に、債務者の財産に関して新たな倒産手続が開始された場合、猶予又は免除は、全ての倒産債権者についてこれを無効にする。
- 3) 倒産処理計画には別段の定めをすることができる。但し、債務者の不利益に、第1項と異なる定めをすることはできない。

倒産法第256条【争いのある債権／不足額債権】

- 1) 債権が調査期日において異議が述べられ、又は別除権者の不足額債権の額がなお確定していない場合で、債務者が債権額の終局的な確定に至るまで倒産処理計画案に関して投票をする際の債権者の議決権に関する倒産裁判所の裁判に対応する範囲においてその債権を考慮しているときには、第255条第1項所定の倒産処理計画の遂行の遅滞は、これを認めないものとする。
- 2) 前項の終局的な確定により債務者の支払額が過少であったことが明らかになった場合、債務者は、その不足額を事後的に支払わなければならない。倒産処理計画の遂行の著しい遅滞は、債務者が債務者に対して書面により催告し、かつ、その際に債務者に対して少なくとも二週間の猶予期間を設定したにもかかわらず、債務者が不足額を事後的に弁済しなかったときに初めてこれを認めるものとする。
- 3) 第1項の終局的な確定により債務者の支払額が過大であったことが明らかになった場合、債務者は、超過額が倒産処理計画によれば債権者に帰属する債権の弁済期にない部分も超える限りでのみ、その超過額の返還を求めることができる。

倒産法第257条【倒産処理計画に基づく執行】

- 1) その債権が確定され、かつ債務者によって調査期日において異議が述べられなかった債権を有する倒産債権者は、執行力のある判決に基づくのと同様に、債権表への記載と結びつき、法的確定力を有する認可された倒産処理計画に基づき、債務者に対して強制執行をすることができる。主張された異議が排斥されている債権は、異議が述べられていない債権と同様とする。第202条は、これを準用する。
- 2) 倒産裁判所に提出された倒産処理計画の遂行に関する宣言書により、債務者と並び先訴の抗弁を留保することなしに義務を受けた第三者に対する強制執行に

つき同様とする。

- 3) 債務者が倒産処理計画の遂行を著しく遅滞させている債権を債権者が行使する場合、債権者は、その権利に係る執行文の付与を受け、かつ執行を実施するためには、催告及び猶予期間の経過を疎明しなければならない。但し、債務者の遅滞につき、さらなる証明を要しない。

第258条 【倒産手続の終結】

- 1) 倒産裁判所は、倒産処理計画案の認可が確定し、かつ倒産処理計画に別段の定めがない場合、直ちに倒産手続の終結を決定する。
- 2) 倒産管財人は、前項による終結前に、異議が述べられていない弁済期にある財団請求権を支払い、かつ異議が述べられた又は弁済期にない財団請求権のために担保を提供しなければならない。弁済期にない財団請求権につき、その履行が保障されていることを明らかにする財政計画案もまた、提出することができる。
- 3) 終結決定及び終結理由は、これを公告しなければならない。債務者、倒産管財人及び債権者委員会の構成員には、事前に終結の効力発生時（第9条第1項第3文）を通知しなければならない。第200条第2項第2文は、これを準用する。

【改正点】 *第1項「倒産処理計画が別段の定めをしない場合」、第2項「弁済期」挿入

*第2項第2文新設

倒産法第259条 【終結の効果】

- 1) 倒産管財人及び債権者委員会の構成員の職務は、倒産手続の終結により消滅する。債務者は、倒産財団を自由に処分する権利を回復する。
- 2) 倒産処理計画遂行の監督に関する規定は、これを妨げない。
- 3) 管財人は、倒産処理計画の権利変更部分に定めがあるときには、手続の終結後もまた、係属中の倒産否認訴訟を続行することができる。

倒産法第259a条 【執行保護】

- 1) 倒産手続の終結後、債権を投票期日までに届け出なかった個々の倒産債権者の強制執行が倒産処理計画の遂行を危うくするときは、倒産裁判所は、債務者の申立てに基づき、強制執行の処分を全部又は一部差し止め、又は

最長三年間禁止することができる。この申立ては、債務者が危険を根拠づける事実上の主張を疎明した場合に限り、許される。

- 2) 倒産裁判所は、前項の危険が疎明されたときには、強制執行を一時的に停止することもできる。
- 3) 倒産裁判所は、事実状態の変更を考慮して必要と認められるときは、申立てに基づき、その決定を取り消し、又はその決定を変更する。

【改正点】 *本条新設

第259b 条 【特別の消滅時効期間】

- 1) 投票期日までに届出をしなかった倒産債権者の債権は、一年の消滅時効に服する。
- 2) 前項の消滅時効期間は、倒産債権者の債権が弁済期に達し、かつ倒産処理計画案を認可した決定が確定した時に、開始する。
- 3) 第1項及び第2項は、これとは別に通用される消滅時効規定を適用するよりも先にこれらによって債権の消滅時効が完成する場合に限り、適用する。
- 4) 倒産債権者の債権の消滅時効は、第259a条による執行保護に基づき執行が許されない場合に限り、停止する。この停止は、執行保護の終了後三ヶ月で終了する。

【改正点】 *本条新設

倒産法第260条 【倒産処理計画遂行の監督】

- 1) 倒産処理計画の遂行を監督することは、倒産処理計画（案）の権利変更部分において、これを定めることができる。
- 2) 第1項の場合において、権利変更部分によって債務者を相手方として債権者に帰属する請求権が履行されたかどうかについては、倒産手続の終結後に、これを監督する。
- 3) 倒産処理計画遂行の監督が権利変更部分において定められたときには、その監督は、権利変更部分によれば債務者の事業又は営業を引き受け、かつ継続するために倒産手続の開始後に設立された法人又は法人格のない会社（引受け会社）を相手方として倒産債権者に帰属する請求権の履行に及ぶ。

倒産法第261条【倒産管財人の任務及び権限】

- 1) 前条の監督は、これを倒産管財人の任務とする。倒産管財人及び債権者委員会の構成員の職務、並びに倒産裁判所の監督は、その限りにおいて存続する。第22条第3項は、これを準用する。
- 2) 倒産管財人は、監督期間中は、債権者委員会が設置されているときは債権者委員会に対して、及び裁判所に対して、毎年、倒産処理計画の遂行のその時々の状況及びその後の見込みを報告しなければならない。個々の情報提供又は中間報告をいつでも求めることのできる債権者委員会及び裁判所の権利は、これを妨げない。

倒産法第262条【倒産管財人の届出義務】

倒産管財人は、その履行が監督されている請求権が履行されず、又は履行することができないことを確認したとき、これを遅滞なく、債権者委員会及び倒産裁判所に届け出なければならない。債権者委員会が設置されていないときは、倒産管財人は、債権者委員会に代わって、倒産処理計画の権利変更部分によれば債務者又は引受け会社を相手方として請求権が帰属する債権者全てに対して、報告しなければならない。

倒産法第263条【同意を必要とする行為】

債務者又は引受け会社の特定の法律行為は、監督期間中は倒産管財人がその法律行為に同意する場合に限り有効であることは、倒産処理計画（案）の権利変更部分において、これを定めることができる。第81条第1項及び第82条は、これを準用する。

倒産法第264条【借入枠】

- 1) 債務者又は引受け会社が監督期間中に受けた借入 (*Dahlehen und sonstigen Krediten*)、又は財団債権者が監督期間中に弁済を受けない (*stehenlassen*) 借入に基づく債権を有する債権者に対して倒産債権者が劣後することは、倒産処理計画の権利変更部分において、これを定めることができる。この場合において、この借入に係る総額は、これを同時に確定しなければならない（借入枠）。借入枠は、倒産処理計画の財産目録（第229条第1文）において記載されている財産の価値を超えてはならない。
- 2) 第1項による倒産債権者の劣後は、主たる債権、利息及び費用から判断して、債権者によって与えられた借入額が借入枠の範囲内にあること、又は債権者によって与えられた借入金のいかなる額が借入枠の範囲内にあるかを合意した債権者に対する限りで、存在する。
- 3) 第39条第1項第5号は、これを妨げない。

倒産法第265条【新債権者の劣後】

監督期間中に生じたその他の契約上の請求権を有する債権者もまた、第264条の基準に従い受けた借入金、又は弁済を受けることのない借入金に基づく債権を有する債権者に対して、劣後する。監督前に契約により生じた継続的債務関係に基づく請求権で、監督の開始後に債権者が解約することができた第一回期日の後に係る期間のものは、これを第1文の請求権とする。

倒産法第266条【劣後の考慮】

- 1) 倒産債権者の劣後及び第265条に示された債権者の劣後は、監督の終了前に開始された倒産手続においてのみ、これを考慮する。
- 2) この新たな倒産手続においては、前項の債権者は、他の劣後的債権者に優先する。

倒産法第267条【監督の公告】

- 1) 倒産処理計画の遂行が監督される場合、倒産手続の終結に関する決定と同時に、これを公告しなければならない。
- 2) 次の各号に掲げられた事項も同様に、これを公告しなければならない。
 1. 第260条第3項の場合において、監督が引受け会社に及ぶこと
 2. 第263条の場合において、どのような法律行為が倒産管財人の同意を伴うのか
 3. 第264条の場合において、どれくらいの額で借入額が定められたのか
- 3) 第31条は、これを準用する。第263条の場合において、不動産、登記された船舶、登記された造船中の船舶又は登記された航空機、これらの目的物に対する権利又はこれらの権利に対する権利が制限される限りにおいては、第32条及び第33条は、これを準用する。

倒産法第268条【監督の終了】

- 1) 倒産裁判所は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合、監督の終了を決定する。
 1. 履行が監督された請求権が履行され、又はその請求権の履行が保証された場合
 2. 倒産手続の終結から三年が経過し、かつ新たな倒産手続の開始を求める申立てが存在しない場合
- 2) 前項の決定は、これを公告しなければならない。第267条第3項は、これを準用する。

倒産法第269条【監督費用】

監督費用は、債務者がこれを負担する。第260条第3項の場合においては、引受け会社が、その監督により生じた費用を負担する。